国際結婚の手続の流れ

日本人と外国人の夫婦

離婚したくないとき

離婚届不受理の申出

本人が不受理申出（市区町村の役所で入手）を本籍地、居住地の市区町村の役所に届出すると6ヵ月間は離婚届は受理されない

二人が離婚に同意した場合

協議離婚

二人が合意しない場合、家庭裁判所に調停を申し入れる

調停離婚

調停がうまくいかなかった場合、家庭裁判所に審判を申し入れる

審判離婚

それでもうまくいかなかったら家庭裁判所に裁判を申し入れる

裁判離婚

外国人と外国人の夫婦

離婚成立の要因は国によって異なるので在日公館に問い合わせ手続をする

用意する書類

1 離婚届（市区町村の役所で入手、成人の証人2名の署名と捺印が必要）
2 戸籍謄本　1通
3 パスポート（国籍を証明するもの）
4 登録原票記載事項証明書(外国人登録している市区町村の役所で入手
5 調停離婚などでは、調停調書、審判書、判決書などの謄本と確定証明書

・協議離婚の場合、夫婦二人が
・調停離婚などの場合には申立人が
居住地または本籍地の市区町村の役所に届出

受理されると日本国での離婚が成立

その場で離婚届受理証明書を発行してもらう

外国人は本国での離婚手続をする

外国人は離婚届受理証明書を在日公館に届出。国によっては裁判離婚の判決書などが必要になるので問い合わせの上、書類を用意し届出

受理されると日本国での離婚が成立